

高森町男女共同参画基本計画〔第2次〕概要版

〔法律関係資料〕

高森町では、「意識づくり」「暮らしの質の向上」「地域力の向上」の3つを重点課題に、平成22年度に「高森町男女共同参画基本計画（第1次）」を策定しました。本年度、これまでの取り組みの成果と住民のニーズを把握するために「男女共同参画における住民アンケート」を実施し、第2次計画への足掛かりとしました。

第2次計画では、第1次計画で定めた「意識」「暮らし」「地域」の基本的な視点の部分を引き継ぎ、基本理念を「一人ひとりが、お互いを理解し認め合い、人権を尊重し合うこと」とし、すべての人が、職場・地域・学校・家庭などのさまざまな場面において、その人本来の個性と能力を発揮することで、充実した人生を送ることができるよう、住民ニーズやライフスタイルの変化も踏まえた施策を盛り込みました。

男女共同参画社会の形成に向けて、一人ひとりのよりよい暮らしの実現のために、住民や企業・団体と行政が一体的に取り組むことが不可欠と考えております。皆様のより一層のご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

平成31年3月

高森町長 草 村 大 成

男女共同参画社会基本法〔抜粋〕

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律〔抜粋〕

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、の暴力の防止及び被害者の保護を図るために、この法律を制定する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律〔抜粋〕

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がそれを十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を迅速かつ進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その濟情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

施策の体系

基本理念	基本目標	重点課題	施 策 の 方 向	具体的な取り組み	指標名(達成目標)	
一人ひとりが、お互いを理解し認め合い、人権を尊重し合うこと	I. 人権の尊重	1 人権尊重意識の啓発	(1)人権を守るための社会づくり (2)相談体制の拡充	3人権を守るための職員研修の実施及び職員の研修参加機会の確保	①町職員を対象とした人権に関する研修の実施・参加	
		2 男女平等の意識づくり	(1)男女平等意識の啓発・推進 (2)地域・家庭・職場における男女平等意識の啓発・推進	6男女共同参画に関する講演会や講座などの開催 7男女共同参画に関する意識啓発 8男女共同参画に関する町職員研修の実施 9男女共同参画の視点による表現ガイドラインの周知	②男女共同参画に関する講演会の開催回数 ③通信媒体を使った情報発信回数 ④町職員対象の研修 ⑤表現ガイドラインに関する研修	
		3 男女平等の視点に立った教育・学習の推進	(1)保育所・幼稚園・学校における男女平等教育の推進			
	II. あらゆる暴力の根絶	1 暴力の防止と被害者支援の充実	(1)DV、虐待防止の啓発・推進 (2)被害者に対する支援、相談の充実	16DVに関する相談窓口等の充実と周知徹底 17DV等に関する相談技術の向上 18DV防止に関する意識啓発 20DV対策について関係機関との連携の強化	⑥相談窓口の周知・啓発回数 ⑦DV研修会参加 ⑧女性に対する暴力をなくす運動の周知 ⑨DV等に関する庁舎内連携会議	
		2 地域社会における男女共同参画	(1)地域における男女共同参画の促進	23男女共同参画によるまちづくりの推進と各種委員への女性の参画の拡大 25町女性職員の登用の推進 26町女性職員の能力開発のための研修への参加	⑩各種協議会等における女性委員の登用率 ⑪町職員管理職における女性の割合 ⑫町女性職員の能力開発のための研修への参加人員	
	IV. ワークライフバランス(仕事と生活の調和)の推進	1 家庭における男女共同参画	(1)家庭生活における男女共同参画の促進 (2)子育て支援の充実 (3)介護支援の充実	42認知症高齢者と家族等への支援の充実	⑬認知症サポート養成講座実施回数	
		2 労働の場における男女共同参画	(1)ワーク・ライフ・バランス意識の浸透 (2)雇用機会の均等と職場環境の整備・改善 (3)女性の職業生活における活躍の推進 (4)農業・自営業等における男女共同参画の促進			
		V. 男女が共にいきいきと活動できる環境づくり	1 安心して活動できる環境の整備	(1)高齢者・障害者施策の充実 (2)防災・防犯における男女共同参画の促進	55自らの健康を自ら管理する意識づくりについての啓発 57住民参加の健康づくりの推進	⑭がん検診受信率 ⑮健康教室等の開催箇所数
			2 健やかに安心して暮らせる環境の整備	(1)生涯を通じた健康支援 (2)安心して妊娠・出産できる環境づくり		